

報告事項No. 3

地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

市長の専決事項の指定について第2項による専決処分

| 番号 | 発生日局名 | 専決処分年月日 | 損害賠償の額 | 被害者 | 事件の概要 |
|----|-------|----------|--------------|-----------------|---|
| 1 | 教育委員会 | 4. 2. 18 | 円 94,090 | 株式会社トヨタレンタリース横浜 | 令和3年7月20日、市立学校の校庭で、本市職員が草刈り作業中、草刈機によって跳ねた石が、作業現場付近に駐車していた被害者所有の軽自動車に当たり、破損させたもの |
| 2 | 教育委員会 | 4. 3. 16 | 円 152,180 | 幸区在住者 | 平成31年3月18日、市立学校の教室で、清掃作業中、被害者が、床に塗布されたワックスの剥離剤に触れ、負傷したもの |